

令和6年10月15日発行

令和7年度 敦賀市 放課後児童クラブのご案内



問合せ：敦賀市福祉保健部保育課
敦賀市役所1階 8番窓口
22-8127（直通）

1 放課後児童クラブとは

放課後児童クラブ（以下、児童クラブ）とは、保護者が就労や病気により放課後の家庭での養育が困難な児童に対し、保護者に代わって適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全な育成を図ることを目的とした施設です。

どのクラブでも学校が終わり、子どもたちが「ただいま」と元気よく帰ってくると、指導員が「おかえり」と迎え、放課後の勉強や遊びのサポート等をします。

周りに協力者がいないため、どうしても児童クラブが必要な方が入会できるよう、近隣の親族等に養育をお願いできる方につきましては、入会をご遠慮いただきますようお願いいたします。

2 対象となる児童

児童クラブの開設校区の小学校に通学予定で、以下の要件を満たす児童
(開設クラブ・校区は、3ページに記載)

○同居する大人（令和7年4月1日時点で65歳未満の大人すべて）が

次のいずれかの要件を満たし、かつ、下校後児童の養育ができないこと。

(同居する大人とは、同一敷地内及び隣接する敷地に居住している方を含みます。)

- ・ **就労している（自営業・農業・漁業等を含む）**
(原則、通常の勤務形態が平日週3日以上かつ15時以降の終業であること。)
- ・ **就職するために学校（職業訓練校等）に通学している**
(原則、通常の在学時間が平日週3日以上かつ15時以降の終了であること。)
- ・ **病気や心身の障がい、介護等その他の事由により児童の養育ができない**
(状況の分かる証明書等が必要です。)

※夏休み期間のみ利用する場合は、別途募集する夏季一時入会にお申込みください。

(→7ページ **10 夏季休業期間の一時入会について** 参照)

※入会希望の児童クラブが受入可能人数を超えたときは、上記要件に該当している場合でも、入会をお待ちいただくことがあります。

3 入会の優先順位

入会要件を満たしている方について、以下の順で優先して入会を決定します。

- (1) 低学年の児童
- (2) 保護者の勤務日数（時間）が多い児童
- (3) 近隣に親族がいない児童
- (4) きょうだいの児童クラブ受入れ状況

※低学年の児童が一人で留守番をすることがないように、上記優先順位を設けています。

きょうだいで申込みをされた場合、年少の児童のみ入会となる場合もあります。

※上記優先順位に関わらず、年度当初（4月1日から）の入会は、申込期限までに申込みされた方を優先します。ただし、転入や就労状況の変更等があった場合は随時入会申込みを受付けますので、ご相談ください。

4 児童クラブ一覧

児童の通う小学校を基準に児童クラブを選択してください。

| | 名称 | 所在地 | 電話番号 | 小学校 |
|----|------------|--------------------------------|----------------------|-----|
| 1 | 角鹿児童クラブ | 角鹿町6番1号(角鹿小中学校敷地内) | 21-0123 | 角鹿 |
| 2 | 南児童クラブ | 清水町1丁目10番40号 (敦賀南小学校内) | 24-1038 | 敦賀南 |
| 3 | 西児童クラブ | 結城町8番6号(敦賀西小学校内) | 21-0775 | 敦賀西 |
| 4 | 松原児童クラブ | 松島町28番40号 松島町27番22号(松原小学校内) | 23-1521 (23-1670) | 松原 |
| 5 | 杓見児童クラブ | 杓見70号6番地 | 22-4405 | 杓見 |
| 6 | 中郷児童クラブ | 道口24号2番地の1(岡山町2丁目) (中郷保育園内) | 22-7022 | 中郷 |
| 7 | 第2中郷児童クラブ | 羽織町34番地(坂下)(中郷体育館内) | 24-1035 | 中郷 |
| 8 | 中央児童クラブ | 野神40号249番地(中央小学校内) | 21-0700 | 中央 |
| 9 | 栗野児童クラブ | 筋生野54号32番地の1(栗野保育園内) | 22-5288 | 栗野 |
| 10 | 第2栗野児童クラブ | 筋生野47号11番地(栗野小学校内) | 24-1036 | 栗野 |
| 11 | 第3栗野児童クラブ | 筋生野87号6番地の7(萩野町) (萩野町公民館内) | 23-3106 | 栗野 |
| 12 | 黒河児童クラブ | 御名70号9番地 (御名コミュニティセンター内) | 21-1122 | 黒河 |
| 13 | 栗野南児童クラブ | 公文名29号1番地の2 (つくしんぼ保育園内) | 25-8547 | 栗野南 |
| 14 | 第2栗野南児童クラブ | 山80号1番地の1(公文名) | 24-0057 | 栗野南 |

※中郷小学校1・2年生は中郷児童クラブ、3年生以上は第2中郷児童クラブにご入会いただきます。

※萩野町に住所のある児童は、第3栗野児童クラブにご入会いただきます。

5 開所時間

(1) 平日… 下校時～18時00分

(2) 土曜日… 8時00分～12時00分

※中央児童クラブでは、土曜日預かり(8時00分～18時00分)を実施しています。

(全ての児童クラブの方が利用可能)

(3) 学校休業日… 8時00分～18時00分

(休所日除く)

6 休所日

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日

(3) 年末年始(12月29日～1月3日)

(4) インフルエンザ等による学校閉鎖の日

※学級・学年閉鎖等一部閉鎖の場合は、当該学級・学年児童のみ通所禁止となります。

(5) その他児童クラブの開所ができない日

※自然災害等により学校が臨時休校となる場合、その他児童クラブの開所が困難となる日は、休所します。

7 保護者負担金

- | | |
|-----------|--|
| (1) 負担金 | 月額 4,000円 (児童1人につき) ただし、7月は5,000円、8月は6,000円 |
| (2) 傷害保険料 | 300円程度 (入会月のみ) ※年度によって金額が変更となる場合があります。 (令和6年度実績300円) |

※負担金を滞納した場合は、退会していただくことがあります。

※月の途中に入退会したときの負担金の額は、在籍日数に応じて日割り計算します。

(当該月の15日以降に退会届を提出した場合は、負担金の全額をご負担いただきます。)

※月の利用日数に関わらず、負担金については月額となります。

※負担金の納付は口座振替を実施しています。児童クラブまたは保育課から配布する

「口座振替依頼書」を入会日までに指定金融機関にご提出ください。

(キャッシュカードを使って口座振替の申込みができる『Pay-easy』、インターネットから口座振替の申込みができる『web 口座振替受付サービス』も利用できます。)

◎ 引落日は毎月27日(12月は25日。土・日・祝日のときは翌営業日)です。

◎ 口座振替で納付された負担金の領収書については、預金通帳への記載により省略します。

※以下に該当する場合は、負担金が免除となります。保育課までご相談ください。

- ・ 生活保護法による保護を受けている場合
- ・ 災害により負担金の納入が困難となる場合
- ・ その他市長がやむを得ない事情があると認める場合

敦賀市ひとり親家庭放課後児童クラブ利用料(保護者負担金)補助について

下記に該当する場合は、保護者負担金の一部を補助する制度が利用できます。

- 1 対象者
児童扶養手当 または ひとり親家庭等医療費助成 を受給している保護者
- 2 補助金額
対象児童1人につき一月あたり2,500円
(入退会により日割り計算となった場合2,500円を上限とする日割額)

申込みの前に、次の事項を必ず確認してください。

- (1) 児童クラブの入会について、お子様とよく話をしてください。
 - ・特に高学年の児童は、成長に伴い活動や興味の範囲が広がっていきます。放課後の過ごし方について、ご家族でよく話をしてください。
- (2) 就労がない日は、児童クラブを利用できません。
 - ・児童クラブは、ご家族がやむを得ず、子どもとの時間が持てない（養育できない）間の支援です。ご家庭で養育できる状態にあるときは、開所時間内であっても迎えに来ていただき、ご家庭で過ごす時間を持つてください。
- (3) 開所時間内に送迎してください。
 - ・開所時間外はお子様をお預かりできません。必ず、開所時間内に送迎してください。
- (4) 児童クラブの円滑な運営にご協力ください。
 - ・児童クラブの活動中に病気やけがをした場合は保護者の方に連絡しますので、速やかに迎えにきてください。
 - ・他の児童に感染のおそれがある病気であると見込まれる場合は、児童クラブの利用をご遠慮ください。
 - ・お子様の児童クラブでの活動によって、他の児童に危険が及ぶと判断した場合は、保護者の方にその旨をお伝えします。児童クラブが安全に、全ての児童が楽しく過ごせる場所になるよう、ご協力をお願いします。

8 申込み

申込みに必要な書類（②、③はきょうだいで兼ねることができます。）

① 敦賀市立放課後児童クラブ入会申込書（児童1人につき1枚）

② 家族の就労等の証明書

65歳未満で同居する大人すべての方 について証明書が必要です。

（同居する大人とは、同一敷地内及び隣接する敷地に居住している方を含みます。）

(ア) 就労している方

※自営・農業・漁業等をしている方は証明書類が別に必要となります。

(イ) その他（病気、障がい、就学中、介護）

※医師の診断書、障害者手帳、在学証明書、介護が必要な方の診断書等を添付して提出してください。

③ 敦賀市立放課後児童クラブ入会に係る同意書兼確認書

★ 申込書類は、各児童クラブ、保育課にてお渡しします。また、敦賀子育て支援情報サイト「KOSODATE TSURUGA」からもダウンロードできます。

(→ →)

9 申込みの流れ

○ 新規の申込みをされる方（新1年生を含みます。）

令和6年11月9日（土）、11月16日（土）、11月22日（金）のうち、各児童クラブが指定した日時※に入会予定のお子さんを連れて、申込書類を入会希望の児童クラブに提出してください。（親子面談を行います。）

※11月8日（金）までに入会希望の児童クラブに連絡して受付日時の指定を受けてください。

※上記の日時で都合の悪い場合は、各児童クラブへ連絡し、日程を調整してください。

1月初旬 入会結果 通知

2月中旬 新1年生入会説明会
（新2年生以上の説明会については、各児童クラブから別途連絡します。）

4月1日～ 入会

○ 継続の申込みをされる方（現在、児童クラブに入会している方）

申込受付期間 10月15日（火）～11月22日（金） に申込書類を利用中の児童クラブに提出してください。

※中郷児童クラブの新3年生の児童は、第2中郷児童クラブに連絡し、申込書類の提出及び親子面談を行ってください。

1月初旬 入会結果 通知

4月1日～ 入会

※年度途中に入会を希望する場合は、入会希望日の2週間前までに必要書類を児童クラブにご提出ください。入会時期を調整の上、保護者に入会の許可（不許可）について連絡します。

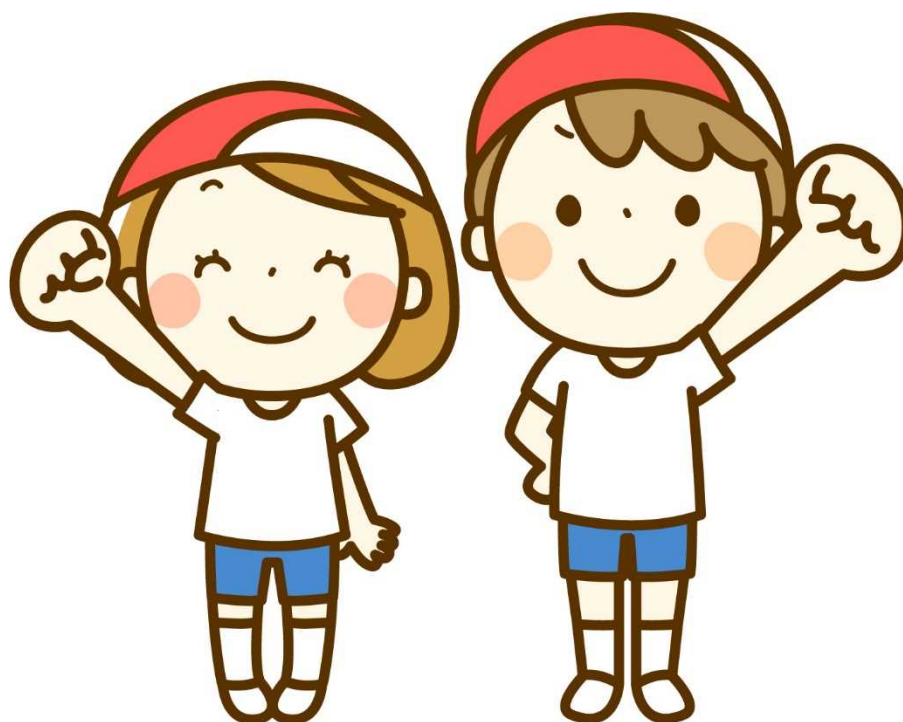
※入会中に保護者が退職・休職する場合は、原則、一度退会していただき、復職されるときに再度入会の手続きをしていただきます。ご家庭の事情などで入会継続を希望する場合は、ご相談ください。

※定員超過等により、ご希望のクラブに入会できない場合があります。

10 夏季休業期間の一時入会について

児童クラブでは、**夏季休業期間のみ**一時入会を実施しています。

- ◇入会期間 夏季休業期間 開始日～終了日
- ◇対象者 通常入会と同様。
ただし、保護者等の就労等の時間は、原則、**平日週3日以上かつ13時以降の終業**であること。
- ◇優先順位 通常入会と同様。
- ◇保護者負担金 **7月 2,000円、8月 6,000円**
※入会後に各児童クラブから納付書をお渡ししますので、金融機関または市役所会計課窓口で納めてください。
※負担金の他に、傷害保険料（300円程度）が必要となります。
- ◇申込方法 通常入会と同様の書類（→5ページの**8 申込み**）を申込期間中に入会希望児童クラブに提出してください。
- ◇申込期間 **令和7年5月中を予定（日程が決まり次第、広報つるが等でご案内します。）**
※申込期間終了後は、転入や急な就労状況の変更等、特別な場合を除いて申込受付ができません。
- ◇入会決定 7月上旬
※定員の空き状況等を考慮し、入会クラブを決定します。
※校区外のクラブに案内する場合もございます。
- ◇その他 弁当・水筒、その他クラブで使用するものが必要です。
（親子面談でお伝えいたします。）



放課後児童クラブの入会申込書、就労証明書等の様式は、以下の
敦賀子育て支援情報サイトでも、ダウンロードいただけます。

敦賀子育て支援情報サイト
KOSODATE TSURUGA



<https://kosodate-tsuruga.com/>



敦賀市ホームページからもご覧いただけます。

